

(3) 株式会社テレビ高知

災害時における放送要請に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して、高知県知事と株式会社テレビ高知とは、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

昭和53年6月26日

高 知 県 知 事

株式会社 テレビ高知

取締役社長

- 第1 高知県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定に基づき株式会社テレビ高知（以下「テレビ高知」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 高知県知事が、法第55条の規定に基づく通知または要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合または著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときに、テレビ高知に対し放送を要請することができる。
- 第3 高知県知事は、テレビ高知に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- 1 放送要請の理由
 - 2 放送事項
 - 3 希望する放送日時及び送信系統
 - 4 その他必要な事項
- 第4 テレビ高知は、高知県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式・内容・時刻および送信系統をそのつど決定し、出来る範囲内において放送するものとする。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実・円滑を図るため、高知県総務部消防防災室長およびテレビ高知報道制作部長を連絡責任者とするものとする。
- 第6 この協定の実施に関し必要な事項は、高知県知事と株式会社テレビ高知取締役社長が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、昭和53年6月26日から施行する。